

静岡県告示第145号の2

令和5年3月10日、県議会の議決を経た令和4年度静岡県一般会計補正予算1件、特別会計補正予算10件及び企業会計補正予算5件は、次のとおりである。

令和5年3月10日

静岡県知事 川 勝 平 太

令和4年度静岡県一般会計補正予算

令和4年度静岡県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ14,944,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,436,853,026千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更並びに追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(県債の補正)

第4条 県債の変更並びに追加は、「第4表 県債補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

△印減額（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1	県税	481,000,000	9,300,000	490,300,000
	1 県民税	135,085,000	△ 2,691,000	132,394,000
	2 事業税	133,851,000	10,868,000	144,719,000
	3 地方消費税	97,536,000	2,959,000	100,495,000
	4 不動産取得税	11,035,000	△ 1,072,000	9,963,000
	5 県たばこ税	3,952,000	141,000	4,093,000
	6 ゴルフ場利用税	2,452,000	150,000	2,602,000
	7 軽油引取税	37,597,000	173,000	37,770,000
	8 自動車税	58,213,000	△ 1,228,000	56,985,000
	9 鉱区税	4,000	0	4,000
	10 核燃料税	1,240,000	0	1,240,000
	11 狩猟税	35,000	0	35,000
2	地方消費税清算金	171,577,000	13,253,000	184,830,000
	1 地方消費税清算金	171,577,000	13,253,000	184,830,000
3	地方譲与税	66,000,000	5,200,000	71,200,000
	1 特別法人事業譲与税	62,973,000	5,301,000	68,274,000
	2 地方揮発油譲与税	2,181,000	△ 101,000	2,080,000
	3 石油ガス譲与税	77,000	△ 2,000	75,000
	4 自動車重量譲与税	564,000	△ 1,000	563,000

	5 地方道路譲与税	1,000	△	1,000	0
	6 森林環境譲与税	181,000		0	181,000
	7 航空機燃料譲与税	23,000		4,000	27,000
4 地方特例交付金		1,962,000		354,000	2,316,000
	1 地方特例交付金	1,962,000		354,000	2,316,000
5 地方交付税		188,527,000	△	4,802,000	183,725,000
	1 地方交付税	188,527,000	△	4,802,000	183,725,000
6 交通安全対策特別交付金		1,100,000	△	100,000	1,000,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,100,000	△	100,000	1,000,000
7 分担金及び負担金		5,063,495		153,121	5,216,616
	1 負担金	5,063,495		153,121	5,216,616
8 使用料及び手数料		15,824,542	△	244,378	15,580,164
	1 使用料	9,960,262	△	136,913	9,823,349
	2 手数料	314,280	△	6,465	307,815
	3 証紙収入	5,550,000	△	101,000	5,449,000
9 国庫支出金		270,803,423	△	8,383,621	262,419,802
	1 国庫負担金	43,828,697	△	617,129	43,211,568
	2 国庫補助金	221,470,384	△	5,218,635	216,251,749
	3 委託金	5,504,342	△	2,547,857	2,956,485
10 財産収入		2,890,524	△	557,952	2,332,572
	1 財産運用収入	831,340		43,549	874,889

	2 財産売払収入	2,059,184	△	601,501	1,457,683
1 1 寄附金		239,419	△	51,199	188,220
	1 寄附金	239,419	△	51,199	188,220
1 2 繰入金		65,280,123	△	30,110,346	35,169,777
	1 特別会計繰入金	740,326	△	113,660	626,666
	2 基金繰入金	64,539,797	△	29,996,686	34,543,111
1 3 繰越金		4,060,500		1,360,000	5,420,500
	1 繰越金	4,060,500		1,360,000	5,420,500
1 4 諸収入		26,419,000	△	3,067,625	23,351,375
	1 延滞金、加算金及び過料等	570,536	△	70,677	499,859
	2 預金利子	7,900	△	600	7,300
	3 貸付金元利収入	597,459	△	98,258	499,201
	4 受託事業収入	959,480	△	192,042	767,438
	5 収益事業収入	6,336,000	△	121,681	6,214,319
	6 利子割精算金収入	1,000		0	1,000
	7 雑入	17,946,625	△	2,584,367	15,362,258
1 5 県債		151,050,000		2,753,000	153,803,000
	1 県債	151,050,000		2,753,000	153,803,000
歳入合計		1,451,797,026	△	14,944,000	1,436,853,026

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		2,001,893	△ 73,331	1,928,562
	1 議会費	2,001,893	△ 73,331	1,928,562
2 知事直轄組織費		6,548,568	7,716,276	14,264,844
	1 知事直轄組織費	6,548,568	7,716,276	14,264,844
3 危機管理費		6,483,454	△ 1,397,691	5,085,763
	1 危機管理費	6,483,454	△ 1,397,691	5,085,763
4 経営管理費		32,182,483	1,199,764	33,382,247
	1 経営管理費	17,190,531	1,532,407	18,722,938
	2 徴税費	9,084,695	△ 87,872	8,996,823
	3 地域振興費	1,718,506	△ 73,651	1,644,855
	4 選挙費	1,772,646	△ 100,884	1,671,762
	5 出納費	1,930,687	△ 52,429	1,878,258
	6 人事委員会費	225,524	△ 2,370	223,154
	7 監査委員費	259,894	△ 15,437	244,457
5 暮らし・環境費		9,425,540	△ 1,104,326	8,321,214
	1 暮らし・環境費	2,798,537	265,818	3,064,355
	2 県民生活費	778,462	△ 33,731	744,731
	3 建築住宅費	2,193,916	△ 395,157	1,798,759
	4 環境費	3,654,625	△ 941,256	2,713,369

6	スポーツ・文化観光費	20,921,104	△	92,423	20,828,681
	1 スポーツ・文化観光費	2,656,265	△	111,521	2,544,744
	2 スポーツ費	1,380,804	△	46,806	1,333,998
	3 文化費	3,989,789	△	261,967	3,727,822
	4 観光交流費	10,532,366		661,867	11,194,233
	5 空港振興費	2,361,880	△	333,996	2,027,884
7	健康福祉費	346,302,136		80,088	346,382,224
	1 健康福祉費	10,563,311		185,527	10,748,838
	2 福祉長寿費	68,502,717	△	895,348	67,607,369
	3 こども未来費	50,453,330		1,730,703	52,184,033
	4 障害者支援費	25,467,025	△	146,888	25,320,137
	5 医療費	38,375,728	△	2,020,490	36,355,238
	6 感染症対策費	76,979,436		1,629,612	78,609,048
	7 健康費	75,563,213	△	384,825	75,178,388
	8 生活衛生費	397,376	△	18,203	379,173
8	経済産業費	114,542,299	△	10,770,130	103,772,169
	1 経済産業費	14,029,256	△	128,348	13,900,908
	2 産業革新費	6,621,558	△	942,076	5,679,482
	3 就業支援費	3,374,636	△	325,629	3,049,007
	4 商工業費	35,574,808	△	930,943	34,643,865
	5 農業費	14,087,057	△	2,214,764	11,872,293
	6 農地費	23,539,807	△	3,338,010	20,201,797
	7 森林・林業費	13,675,754	△	2,219,492	11,456,262
	8 水産・海洋費	3,542,349	△	661,822	2,880,527

	9 労働委員会費	97,074	△	9,046	88,028
9 交通基盤費		152,972,817	△	15,963,452	137,009,365
	1 交通基盤管理費	7,713,185	△	769,303	6,943,882
	2 建設経済費	123,393	△	6,262	117,131
	3 建築管理費	45,571	△	7,085	38,486
	4 道路費	61,413,719	△	11,638,521	49,775,198
	5 河川砂防費	53,555,890	△	3,014,074	50,541,816
	6 港湾費	16,561,125	△	167,108	16,394,017
	7 都市費	13,559,934	△	361,099	13,198,835
10 警察費		82,504,430	△	809,211	81,695,219
	1 警察管理費	79,151,888	△	737,528	78,414,360
	2 警察活動費	3,352,542	△	71,683	3,280,859
11 教育費		250,860,761	△	1,037,544	249,823,217
	1 総合教育費	11,850	△	524	11,326
	2 教育委員会費	22,601,783	△	1,313,530	21,288,253
	3 小学校費	61,978,054		524,993	62,503,047
	4 中学校費	37,964,377		102,778	38,067,155
	5 高等学校費	58,065,146		54,028	58,119,174
	6 大学費	8,346,583	△	180,042	8,166,541
	7 特別支援学校費	28,527,814		76,927	28,604,741
	8 学校教育費	2,669,238	△	205,116	2,464,122
	9 社会教育費	667,929	△	7,274	660,655
	10 私学振興費	30,027,987	△	89,784	29,938,203

1 2	災害対策費	16,070,541	△	3,750,193	12,320,348
	1 観光施設災害復旧費	30,000	△	30,000	0
	2 空港施設災害復旧費	64,000		0	64,000
	3 社会福祉施設災害復旧費	200,000	△	200,000	0
	4 農林水産施設災害復旧費	3,938,000	△	1,455,760	2,482,240
	5 土木施設災害復旧費	9,639,000	△	660,514	8,978,486
	6 教育施設災害復旧費	430,000	△	274,002	155,998
	7 災害対策諸費	1,769,541	△	1,129,917	639,624
1 3	公債費	191,144,000	△	289,827	190,854,173
	1 公債費	191,144,000	△	289,827	190,854,173
1 4	諸支出金	218,837,000		11,348,000	230,185,000
	1 地方消費税清算金	94,715,000		4,913,000	99,628,000
	2 所得割交付金	330,000	△	29,000	301,000
	3 利子割交付金	416,000	△	121,000	295,000
	4 配当割交付金	3,510,000	△	319,000	3,191,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	4,776,000	△	1,416,000	3,360,000
	6 法人事業税交付金	9,229,000		1,051,000	10,280,000
	7 地方消費税交付金	87,243,000		6,702,000	93,945,000
	8 ゴルフ場利用税交付金	1,734,000		102,000	1,836,000
	9 軽油引取税交付金	11,569,000		28,000	11,597,000
	10 自動車税環境性能割交付金	2,511,000	△	363,000	2,148,000
	11 利子割精算金	1,000		0	1,000
	12 旧法による自動車取得税交付金	3,000		0	3,000
	13 県税還付金	2,800,000		800,000	3,600,000

15 予備費		1,000,000	0	1,000,000
	1 予備費	1,000,000	0	1,000,000
歳出合計		1,451,797,026	△ 14,944,000	1,436,853,026

第 2 表

繰 越 明 許 費 補 正

1 変 更

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額		
			補 正 前	補 正 後	
5	くらし・環境費	4 環 境 費	環 境 政 策 費	100,000	468,000
6	スポーツ・文化観光費	4 観 光 交 流 費	観 光 費	24,000	8,802,000
8	経 済 産 業 費	4 商 工 業 費	商 工 業 費	230,000	4,549,000
		5 農 業 費	農 業 費	814,000	1,097,000
			畜 産 業 費	70,000	228,000
		6 農 地 費	農 地 費	3,756,000	8,240,000
		7 森 林 ・ 林 業 費	森 林 ・ 林 業 費	3,467,000	5,956,000
9	交 通 基 盤 費	4 道 路 費	道 路 橋 り ょ う 維 持 管 理 費	345,000	2,010,000
			道 路 橋 り ょ う 新 設 改 良 費	11,824,000	26,372,000
	5 河 川 砂 防 費	河 川 改 良 費	13,462,000	19,908,000	
		海 岸 費	555,000	1,563,000	
		砂 防 費	7,285,000	10,155,000	
		農 林 地 す べ り 対 策 費	235,000	386,000	
	6 港 湾 費	港 湾 管 理 費	154,000	281,000	
		港 湾 建 設 費	6,370,000	9,340,000	

		漁 港 整 備 費	1,507,000	2,450,000
	7 都 市 費	市 街 地 整 備 費	1,207,000	3,795,000
		公 園 緑 地 費	148,000	302,000
11 教 育 費	2 教 育 委 員 会 費	教 育 管 理 費	42,000	1,398,000
12 災 害 対 策 費	4 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	現 年 災 害 農 林 水 産 施 設 復 旧 費	253,000	2,135,000
	5 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	過 年 災 害 土 木 復 旧 費	253,000	693,000

2 追 加			
款	項	事 業 名	金 額
3 危機管理費	1 危機管理費	危機管理費	222,000
4 経営管理費	1 経営管理費	資産経営費	361,000
5 暮らし・環境費	3 建築住宅費	建築安全推進費	3,000
6 スポーツ・文化観光費	3 文化費	文化事業費	47,000
		文化財費	24,000
		世界遺産推進費	18,000
	5 空港振興費	空港振興費	285,000
7 健康福祉費	2 福祉長寿費	長寿社会費	296,000
	5 医療費	県立病院費	3,005,000
	6 感染症対策費	感染症対策費	1,663,000
8 経済産業費	2 産業革新費	産業革新費	13,000
	3 就業支援費	職業能力開発費	37,000
	8 水産・海洋費	水産・海洋費	20,000
9 交通基盤費	5 河川砂防費	河川砂防管理費	41,000
	7 都市費	地域交通費	21,000
		生活排水費	8,000
10 警察費	1 警察管理費	警察施設費	75,000

11 教 育 費	8 学 校 教 育 費	高 校 教 育 費	6,000
	9 社 会 教 育 費	図 書 館 費	30,000
12 災 害 对 策 費	2 空 港 施 設 災 害 復 旧 費	現 年 災 害 空 港 施 設 復 旧 費	27,000
	4 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	過 年 災 害 農 林 水 産 施 設 復 旧 費	149,000
	5 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	現 年 災 害 土 木 復 旧 費	6,085,000
	6 教 育 施 設 災 害 復 旧 費	現 年 災 害 教 育 施 設 復 旧 費	78,000

第 3 表

債務負担行為補正

1 変更

(1) 令和4年度において債務負担行為を行うもの

補 正 前		
事 項	期 間	限 度 額
56 静岡モデル防潮堤整備促進事業工事契約	令和4年度から 令和7年度まで	4,895,000千円 (工事予定額 5,500,000千円) (令和4年度計上予算額 605,000千円)

(2) 令和3年度以前において債務負担行為を行ったもの

補 正 前		
事 項	期 間	限 度 額
72 新県立中央図書館建築設計委託契約	令和3年度から 令和5年度まで	587,000千円 (委託予定額 838,000千円) (令和3年度計上予算額 251,000千円)
98 富士山富士宮口五合目来訪者施設(仮称)整備事業設計業務委託契約	令和3年度から 令和5年度まで	159,000千円 (委託予定額 159,000千円) (令和3年度計上予算額 0千円)

補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額
56 静岡モデル防潮堤整備促進事業工事契約	令和4年度から 令和7年度まで	5,258,000千円 (工事予定額 5,500,000千円) (令和4年度計上予算額 242,000千円)
補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額
72 新県立中央図書館建築設計委託契約	令和3年度から 令和6年度まで	587,000千円 (委託予定額 838,000千円) (令和3年度計上予算額 251,000千円)
98 富士山富士宮口五合目来訪者施設(仮称)整備事業設計業務委託契約	令和3年度から 令和6年度まで	159,000千円 (委託予定額 159,000千円) (令和3年度計上予算額 0千円)

第 4 表

県 債 補 正

補 正 前				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
地震対策事業費	111,000	普通貸借 又 は 証券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む)	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資 条件により、銀行その他から借り入れ る場合は、据置期間を含めて30年以内 に元利均等又は元金均等若しくは元金 不均等の方法をもって年賦又は半年賦 若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還 し、償還期限を短縮し、又は借換えす ることができる。 償還財源は一般歳入又はその他の収入 をもって支弁する。
出先機関庁舎等整備費	1,032,000			
地震防災事業費	621,000			
公有林整備費	79,000			
スポーツ施設整備事業費	228,000			
文化学術施設整備事業費	738,000			
観光施設整備事業費	571,000			
空港整備事業費	419,000			
社会福社会館整備事業費	32,000			
老人福祉施設整備事業費	30,000			
児童福祉施設整備事業費	158,000			
障害者施設整備事業費	1,872,000			
看護専門学校施設整備事業費	23,000			
地方独立行政法人静岡県立病院 機 構 事 業 費	7,714,000			
労政会館施設整備費	32,000			
職業能力開発施設整備事業費	820,000			
先端農業推進拠点整備事業費	29,000			
農林技術研究所整備事業費	628,000			
農林大学校専門職大学 移 行 事 業 費	223,000			
土地改良事業費	3,084,000			
耕地災害防止施設費	936,000			
自然災害防止事業費	520,000			
育種場設備整備事業費	2,000			
林道事業費	797,000			
臨時林道整備事業費	88,000			
治山事業費	1,658,000			
緊急自然災害防止対策事業費	8,735,000			
水産・海洋技術研究所等整備費	134,000			
沿岸漁場整備費	5,000			
魚介類種苗生産施設整備費	169,000			
道路事業費	5,574,000			
臨時県道整備事業費	19,409,000			
河川事業費	8,585,000			

臨時河川整備事業費	1,665,000			
緊急浚渫推進事業費	2,000,000			
海岸保全事業費	982,000			
砂防事業費	3,770,000			
港湾事業費	3,033,000			
漁港整備費	640,000			
漁港海岸保全費	208,000			
地域鉄道対策事業費	124,000			
都市公園整備費	157,000			
警察施設整備費	3,158,000			
臨時高等学校施設整備費	9,393,000			
特別支援学校施設整備費	206,000			
県有施設改善事業費	2,691,000			
社会教育施設整備事業費	13,000			
大学施設整備事業費	294,000			
国直轄土地改良事業費	762,000			
国直轄治山事業費	794,000			
国直轄道路事業費	8,455,000			
国直轄河川事業費	3,145,000			
国直轄海岸保全事業費	1,962,000			
国直轄砂防事業費	3,418,000			
国直轄港湾事業費	2,676,000			
現年災害観光施設復旧費	30,000			
現年災害空港施設復旧費	64,000			
現年災害社会福祉施設復旧費	66,000			
過年災害農林水産施設復旧費	23,000			
現年災害農林水産施設復旧費	433,000			
過年災害土木復旧費	522,000			
現年災害土木復旧費	2,782,000			
国直轄災害復旧費	357,000			
現年災害教育施設復旧費	163,000			
臨時財政対策	32,000,000			
災害援護資金貸付金	8,000			
計	151,050,000			

補 正 後				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
地 震 対 策 事 業 費	99,000	普通貸借	10.0%	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は一般歳入又はその他の収入をもって支弁する。
出先機関庁舎等整備費	1,210,000	又 は	以 内	
地 震 防 災 事 業 費	770,000	証 券 発 行		
公 有 林 整 備 費	47,000	(他の地		
ス ポ ー ツ 施 設 整 備 事 業 費	237,000	方 公 共 団		
文 化 学 術 施 設 整 備 事 業 費	637,000	体 と の 共		
観 光 施 設 整 備 事 業 費	649,000	同 発 行 を		
空 港 整 備 事 業 費	502,000	含 む)		
社 会 福 祉 会 館 整 備 事 業 費	40,000			
老 人 福 祉 施 設 整 備 事 業 費	4,000			
児 童 福 祉 施 設 整 備 事 業 費	136,000			
障 害 者 施 設 整 備 事 業 費	1,950,000			
看 護 専 門 学 校 施 設 整 備 事 業 費	21,000			
地 方 独 立 行 政 法 人 静 岡 県 立 病 院 機 構 事 業 費	5,245,000			
労 政 会 館 施 設 整 備 費	38,000			
職 業 能 力 開 発 施 設 整 備 事 業 費	1,043,000			
先 端 農 業 推 進 拠 点 整 備 事 業 費	44,000			
農 林 技 術 研 究 所 整 備 事 業 費	673,000			
農 林 大 学 校 専 門 職 大 学 移 行 事 業 費	233,000			
土 地 改 良 事 業 費	3,261,000			
耕 地 災 害 防 止 施 設 費	1,044,000			
自 然 災 害 防 止 事 業 費	474,000			
育 種 場 設 備 整 備 事 業 費	4,000			
林 道 事 業 費	876,000			
臨 時 林 道 整 備 事 業 費	119,000			
治 山 事 業 費	1,736,000			
緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 費	8,646,000			
水 産 ・ 海 洋 技 術 研 究 所 等 整 備 費	115,000			
沿 岸 漁 場 整 備 費	6,000			
魚 介 類 種 苗 生 産 施 設 整 備 費	188,000			
道 路 事 業 費	5,461,000			
臨 時 県 道 整 備 事 業 費	18,186,000			
河 川 事 業 費	8,737,000			

臨時河川整備事業費	1,625,000			
緊急浚渫推進事業費	2,246,000			
海岸保全事業費	1,120,000			
砂防事業費	3,662,000			
港湾事業費	3,283,000			
漁港整備費	812,000			
漁港海岸保全費	216,000			
地域鉄道対策事業費	124,000			
都市公園整備費	175,000			
警察施設整備費	3,722,000			
臨時高等学校施設整備費	9,561,000			
特別支援学校施設整備費	176,000			
県有施設改善事業費	2,894,000			
社会教育施設整備事業費	14,000			
大学施設整備事業費	359,000			
国直轄土地改良事業費	347,000			
国直轄治山事業費	522,000			
国直轄道路事業費	6,533,000			
国直轄河川事業費	2,132,000			
国直轄海岸保全事業費	1,332,000			
国直轄砂防事業費	3,002,000			
国直轄港湾事業費	1,685,000			
現年災害観光施設復旧費	0			
現年災害空港施設復旧費	64,000			
現年災害社会福祉施設復旧費	0			
過年災害農林水産施設復旧費	0			
現年災害農林水産施設復旧費	50,000			
過年災害土木復旧費	454,000			
現年災害土木復旧費	2,502,000			
国直轄災害復旧費	432,000			
現年災害教育施設復旧費	51,000			
臨時財政対策	39,931,000			
災害援護資金貸付金	8,000			
県有財産管理費	4,000			
工業技術研究所整備費	334,000			
調	2,000,000			
計	153,803,000			

令和4年度静岡県公債管理特別会計補正予算

令和4年度静岡県の公債管理特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ256,344千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ451,103,656千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正
歳入

△印減額（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		1,528,000	△ 24,200	1,503,800
	1 財産運用収入	1,528,000	△ 24,200	1,503,800
2 繰入金		279,432,000	△ 232,144	279,199,856
	1 一般会計繰入金	190,660,000	△ 207,448	190,452,552
	2 基金繰入金	88,772,000	△ 24,696	88,747,304
3 県債		170,400,000	0	170,400,000
	1 県債	170,400,000	0	170,400,000
歳入合計		451,360,000	△ 256,344	451,103,656

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公債費		451,360,000	△ 256,344	451,103,656
	1 公債費	451,360,000	△ 256,344	451,103,656
歳 出 合 計		451,360,000	△ 256,344	451,103,656

令和4年度静岡県自動車税等証紙徴収事務 特別会計補正予算

令和4年度静岡県の自動車税等証紙徴収事務特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ734,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,011,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正
歳入

△印減額（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		3,745,000	△ 734,000	3,011,000
	1 証紙収入	3,745,000	△ 734,000	3,011,000
歳入合計		3,745,000	△ 734,000	3,011,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰出金		3,745,000	△ 734,000	3,011,000
	1 一般会計繰出金	3,745,000	△ 734,000	3,011,000
歳 出 合 計		3,745,000	△ 734,000	3,011,000

令和4年度静岡県県営住宅事業特別会計補正予算

令和4年度静岡県の県営住宅事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ59,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,691,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(県債の補正)

第3条 県債の変更は、「第3表 県債補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正
入

△印減額（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1	使用料及び手数料	3,890,179	0	3,890,179
	1 使用料	3,890,179	0	3,890,179
2	国庫支出金	1,705,558	215,930	1,921,488
	1 国庫補助金	1,705,558	215,930	1,921,488
3	財産収入	205,964	△ 67,371	138,593
	1 財産運用収入	6,964	△ 446	6,518
	2 財産売払収入	199,000	△ 66,925	132,075
4	繰入金	2,368,591	△ 556,986	1,811,605
	1 一般会計繰入金	964,000	0	964,000
	2 基金繰入金	1,404,591	△ 556,986	847,605
5	繰越金	1,000	486,544	487,544
	1 繰越金	1,000	486,544	487,544
6	諸収入	84,708	△ 11,117	73,591
	1 雑入	84,708	△ 11,117	73,591
7	県債	2,494,000	△ 126,000	2,368,000
	1 県債	2,494,000	△ 126,000	2,368,000
歳入合計		10,750,000	△ 59,000	10,691,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営住宅事業費		8,218,674	3,357	8,222,031
	1 県営住宅管理費	3,462,837	△ 6,816	3,456,021
	2 県営住宅整備費	4,499,000	△ 398,000	4,101,000
	3 積立金	256,837	408,173	665,010
2 公債費		2,362,993	△ 62,357	2,300,636
	1 公債費	2,362,993	△ 62,357	2,300,636
3 予備費		68,333	0	68,333
	1 予備費	68,333	0	68,333
4 災害対策費		100,000	0	100,000
	1 県営住宅復旧費	100,000	0	100,000
歳 出 合 計		10,750,000	△ 59,000	10,691,000

第 2 表

繰 越 明 許 費 補 正

1 変 更

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
1 県営住宅事業費	2 県営住宅整備費	県 営 住 宅 整 備 費	295,000	1,134,000

第 3 表

県 債 補 正

補 正 前

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 営 住 宅 建 設 費 現 年 災 害 公 営 住 宅 復 旧 費	千円 1,851,000 50,000	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	10.0% 以 内	政 府 か ら 借 り 入 れ る 場 合 は、そ の 融 資 条 件 に よ り、銀 行 そ の 他 か ら 借 り 入 れ る 場 合 は、据 置 期 間 を 含 め て 30 年 以 内 に 元 利 均 等 又 は 元 金 均 等 若 し く は 元 金 不 均 等 の 方 法 を も っ て 年 賦 又 は 半 年 賦 若 し く は 満 期 一 括 で 償 還 す る。 た だ し、県 財 政 の 都 合 に よ り 繰 上 償 還 し、償 還 期 限 を 短 縮 し、又 は 借 換 え す る こ と が で き る。 償 還 財 源 は、事 業 収 入 又 は そ の 他 の 収 入 を も っ て 支 弁 す る。
計	1,901,000			

補 正 後				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 営 住 宅 建 設 費 現 年 災 害 公 営 住 宅 復 旧 費	千円 1,725,000 50,000	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	10.0% 以 内	政 府 从 借 り 入 れ る 場 合 は、そ の 融 資 条 件 に よ り、銀 行 そ の 他 从 借 り 入 れ る 場 合 は、据 置 期 間 を 含 め て 30 年 以 内 に 元 利 均 等 又 は 元 金 均 等 若 し く は 元 金 不 均 等 の 方 法 を も っ て 年 賦 又 は 半 年 賦 若 し く は 満 期 一 括 で 償 還 す る。 た だ し、県 財 政 の 都 合 に よ り 繰 上 償 還 し、償 還 期 限 を 短 縮 し、又 は 借 換 え す る こ と が で き る。 償 還 財 源 は、事 業 収 入 又 は そ の 他 の 収 入 を も っ て 支 弁 す る。
計	1,775,000			

令和4年度静岡県母子父子寡婦福祉資金 特別会計補正予算

令和4年度静岡県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ51,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,010,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正
歳入

△印減額（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		440,614	0	440,614
	1 繰越金	440,614	0	440,614
2 諸収入		620,386	△ 51,000	569,386
	1 預金利子	16	0	16
	2 貸付金元利収入	612,013	△ 51,000	561,013
	3 雑入	8,357	0	8,357
歳入合計		1,061,000	△ 51,000	1,010,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 母子父子寡婦福祉 資金費		619,000	△ 43,000	576,000
	1 母子父子寡婦福祉 資金貸付金	418,000	△ 43,000	375,000
	2 諸費	5,000	0	5,000
	3 一般会計繰出金	196,000	0	196,000
2 公債費		392,000	0	392,000
	1 公債費	392,000	0	392,000
3 予備費		50,000	△ 8,000	42,000
	1 予備費	50,000	△ 8,000	42,000
歳 出 合 計		1,061,000	△ 51,000	1,010,000

令和4年度静岡県心身障害者扶養共済事業 特別会計補正予算

令和4年度静岡県の心身障害者扶養共済事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,518千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ656,482千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正
歳入

△印減額（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		113,275	0	113,275
	1 国庫補助金	113,275	0	113,275
2 繰入金		122,004	△ 83	121,921
	1 一般会計繰入金	122,004	△ 83	121,921
3 繰越金		1	0	1
	1 繰越金	1	0	1
4 諸収入		425,720	△ 4,435	421,285
	1 預金利子	1	0	1
	2 雑入	425,719	△ 4,435	421,284
歳入合計		661,000	△ 4,518	656,482

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 扶養共済事業費		660,850	△ 4,518	656,332
	1 扶養年金費	656,995	△ 4,518	652,477
	2 諸費	3,855	0	3,855
2 予備費		150	0	150
	1 予備費	150	0	150
歳 出 合 計		661,000	△ 4,518	656,482

令和4年度静岡県国民健康保険事業特別会計補正予算

令和4年度静岡県の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ23,634,668千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ342,234,668千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

△印減額（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		100,873,847	△ 81	100,873,766
	1 負担金	100,873,847	△ 81	100,873,766
2 国庫支出金		81,075,094	437,647	81,512,741
	1 国庫負担金	62,450,857	77,561	62,528,418
	2 国庫補助金	18,624,237	360,086	18,984,323
3 前期高齢者交付金		113,357,805	396,457	113,754,262
	1 前期高齢者交付金	113,357,805	396,457	113,754,262
4 共同事業交付金		648,983	0	648,983
	1 共同事業交付金	648,983	0	648,983
5 財産収入		2,383	△ 1,151	1,232
	1 財産運用収入	2,383	△ 1,151	1,232
6 繰入金		19,732,583	△ 14,161	19,718,422
	1 他会計繰入金	19,582,583	△ 14,161	19,568,422
	2 基金繰入金	150,000	0	150,000
7 繰越金		2,682,371	21,725,795	24,408,166
	1 繰越金	2,682,371	21,725,795	24,408,166

8 諸収入		226,934	1,089,929	1,316,863
	1 預金利子	6,600	0	6,600
	2 雑入	220,334	1,089,929	1,310,263
9 療養給付費等交付金		0	233	233
	1 療養給付費等交付金	0	233	233
歳入合計		318,600,000	23,634,668	342,234,668

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		6,639	0	6,639
	1 総務管理費	5,885	0	5,885
	2 運営協議会費	754	0	754
2 保険給付費等交付金		256,449,101	6,250,805	262,699,906
	1 保険給付費等交付金	256,449,101	6,250,805	262,699,906
3 後期高齢者支援金等		44,450,568	△ 223,460	44,227,108
	1 後期高齢者支援金等	44,450,568	△ 223,460	44,227,108
4 前期高齢者納付金等		131,278	△ 12,976	118,302
	1 前期高齢者納付金等	131,278	△ 12,976	118,302
5 介護納付金		16,341,254	0	16,341,254
	1 介護納付金	16,341,254	0	16,341,254
6 病床転換支援金等		1,721	△ 1,567	154
	1 病床転換支援金等	1,721	△ 1,567	154
7 共同事業拠出金		649,323	67,818	717,141
	1 共同事業拠出金	649,323	67,818	717,141
8 保健事業費		200,000	△ 32,534	167,466
	1 保健事業費	200,000	△ 32,534	167,466

9 基金積立金		2,383	13,918,626	13,921,009
	1 基金積立金	2,383	13,918,626	13,921,009
10 諸支出金		323,209	3,667,956	3,991,165
	1 償還金及び還付加算金	323,209	3,667,956	3,991,165
11 予備費		44,524	0	44,524
	1 予備費	44,524	0	44,524
歳出合計		318,600,000	23,634,668	342,234,668

令和4年度静岡県中小企業高度化資金 貸付事業等特別会計補正予算

令和4年度静岡県の中小企業高度化資金貸付事業等特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ497,159千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,123,841千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(県債の補正)

第2条 県債の変更は、「第2表 県債補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正
歳入

△印減額（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		15,064	△ 1,860	13,204
	1 一般会計繰入金	15,064	△ 1,860	13,204
2 繰越金		90,901	169,394	260,295
	1 繰越金	90,901	169,394	260,295
3 諸収入		1,398,867	△ 574,201	824,666
	1 預金利子	1	0	1
	2 貸付金元利収入	1,398,515	△ 574,201	824,314
	3 雑入	351	0	351
4 県債		116,168	△ 90,492	25,676
	1 県債	116,168	△ 90,492	25,676
歳入合計		1,621,000	△ 497,159	1,123,841

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1 中小企業高度化等 事業費		477,397	△	212,588	264,809
	1 中小企業高度化資 金等貸付金	145,211	△	113,115	32,096
	2 諸費	15,394		0	15,394
	3 一般会計繰出金	316,792	△	99,473	217,319
2 公債費		1,143,603	△	284,571	859,032
	1 公債費	1,143,603	△	284,571	859,032
歳 出 合 計		1,621,000	△	497,159	1,123,841

第 2 表

県 債 補 正

補 正 前

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中小企業高度化資金等貸付金	千円 116,168	普通貸借	10.0% 以 内	独立行政法人中小企業基盤整備機構 の定める融資条件による。
計	116,168			

補 正 後				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中小企業高度化資金等貸付金	千円 25,676	普通貸借	10.0% 以 内	独立行政法人中小企業基盤整備機構 の定める融資条件による。
計	25,676			

令和 4 年度静岡県林業改善資金特別会計補正予算

令和 4 年度静岡県の林業改善資金特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ130,961千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ210,039千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正
歳入

△印減額（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		177,662	25,626	203,288
	1 繰越金	177,662	25,626	203,288
2 諸収入		163,338	△ 156,587	6,751
	1 預金利子	90	△ 87	3
	2 貸付金元利収入	113,246	△ 106,500	6,746
	3 雑入	50,002	△ 50,000	2
歳入合計		341,000	△ 130,961	210,039

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	林業改善資金費	191,092	△ 150,059	41,033
	1 林業改善資金貸付金	40,000	0	40,000
	2 木材産業等高度化推進資金貸付金	100,000	△ 100,000	0
	3 諸費	1,087	△ 54	1,033
	4 木材産業等高度化資金借入金償還金	50,005	△ 50,005	0
2	予備費	149,908	19,098	169,006
	1 予備費	149,908	19,098	169,006
歳 出 合 計		341,000	△ 130,961	210,039

令和 4 年度静岡県清水港等港湾整備事業 特別会計補正予算

令和 4 年度静岡県の清水港等港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ256,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,304,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 繰越明許費の変更並びに追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(県債の補正)

第 3 条 県債の変更は、「第 3 表 県債補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正
歳入

△印減額（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		3,018,310	△ 62,186	2,956,124
	1 使用料	3,018,310	△ 62,186	2,956,124
2 財産収入		633,950	364,917	998,867
	1 財産運用収入	269,950	117	270,067
	2 財産売払収入	364,000	364,800	728,800
3 繰入金		98,000	0	98,000
	1 一般会計繰入金	98,000	0	98,000
4 諸収入		134,740	22,358	157,098
	1 貸付金元利収入	24,816	0	24,816
	2 雑入	109,924	22,356	132,280
	3 預金利子	0	2	2
5 県債		2,163,000	△ 161,000	2,002,000
	1 県債	2,163,000	△ 161,000	2,002,000
6 国庫支出金		0	4,243	4,243
	1 国庫補助金	0	4,243	4,243
7 繰越金		0	87,668	87,668
	1 繰越金	0	87,668	87,668
歳入合計		6,048,000	256,000	6,304,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 港湾事業費		3,894,549	268,530	4,163,079
	1 港湾管理費	2,122,490	△ 45,611	2,076,879
	2 施設整備費	1,538,000	△ 144,359	1,393,641
	3 積立金	222,500	458,500	681,000
	4 一般会計繰出金	11,559	0	11,559
2 公債費		2,135,593	△ 12,530	2,123,063
	1 公債費	2,135,593	△ 12,530	2,123,063
3 予備費		17,858	0	17,858
	1 予備費	17,858	0	17,858
歳 出 合 計		6,048,000	256,000	6,304,000

第 2 表

繰越明許費補正

1 変更

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
1 港湾事業費	2 施設整備費	清水港施設整備費	139,000	855,000

2 追加

款	項	事業名	金額
1 港湾事業費	1 港湾管理費	清水港港湾管理費	132,000
		田子の浦港港湾管理費	31,000
		御前崎港港湾管理費	8,000
	2 施設整備費	田子の浦港施設整備費	93,000
		御前崎港施設整備費	10,000

第 3 表

県 債 補 正

補 正 前

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
清 水 港 施 設 整 備 費	1,156,000	普 通 貸 借	10.0 %	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
清 水 港 埠 頭 整 備 費	689,000	又 は	以 内	
田 子 の 浦 港 施 設 整 備 費	113,000	証 券 発 行		
田 子 の 浦 港 埠 頭 整 備 費	63,000			
御 前 崎 港 施 設 整 備 費	82,000			
御 前 崎 港 埠 頭 整 備 費	60,000			
計	2,163,000			

補 正 後				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
清 水 港 施 設 整 備 費	1,110,000	普 通 貸 借	10.0 %	政府から借り入れる場合は、その融資 条件により、銀行その他から借り入れ る場合は、据置期間を含めて30年以内 に元利均等又は元金均等若しくは元金 不均等の方法をもって年賦又は半年賦 若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還 し、償還期限を短縮し、又は借換えす ることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収 入をもって支弁する。
清 水 港 埠 頭 整 備 費	647,000	又 は	以 内	
田 子 の 浦 港 施 設 整 備 費	108,000	証 券 発 行		
田 子 の 浦 港 埠 頭 整 備 費	0			
御 前 崎 港 施 設 整 備 費	78,000			
御 前 崎 港 埠 頭 整 備 費	59,000			
計	2,002,000			

令和4年度静岡県物品調達事務等特別会計補正予算

令和4年度静岡県の物品調達事務等特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ388,648千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,803,352千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正
歳入

△印減額（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		2,192,000	△ 388,648	1,803,352
	1 諸収入	2,190,709	△ 388,347	1,802,362
	2 雑入	1,291	△ 301	990
歳入合計		2,192,000	△ 388,648	1,803,352

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 集中管理費		2,192,000	△ 388,648	1,803,352
	1 集中管理費	2,192,000	△ 388,648	1,803,352
歳 出 合 計		2,192,000	△ 388,648	1,803,352

令和4年度静岡県工業用水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和4年度静岡県工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和4年度静岡県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補 正 前)		(補 正)	(計)
1 総 配 水 量	203,083,467m ³		1,906,085m ³	204,989,552m ³
(ア) 柿田川工業用水道	36,521,690m ³		5,819m ³	36,527,509m ³
(イ) ふじさん工業用水道	118,694,613m ³		2,170,378m ³	120,864,991m ³
(ウ) 静清工業用水道	18,673,994m ³	△	180,535m ³	18,493,459m ³
(エ) 中遠工業用水道	12,327,987m ³	△	61,172m ³	12,266,815m ³
(オ) 西遠工業用水道	10,886,603m ³	△	13,989m ³	10,872,614m ³
(カ) 湖西工業用水道	5,978,580m ³	△	14,416m ³	5,964,164m ³
2 1日平均配水量	556,393m ³		5,222m ³	561,615m ³
(ア) 柿田川工業用水道	100,059m ³		16m ³	100,075m ³
(イ) ふじさん工業用水道	325,191m ³		5,946m ³	331,137m ³
(ウ) 静清工業用水道	51,162m ³	△	495m ³	50,667m ³
(エ) 中遠工業用水道	33,775m ³	△	167m ³	33,608m ³
(オ) 西遠工業用水道	29,826m ³	△	38m ³	29,788m ³
(カ) 湖西工業用水道	16,380m ³	△	40m ³	16,340m ³
3 給 水 工 場 数	340か所	△	5か所	335か所
(ア) 柿田川工業用水道	4か所		0か所	4か所
(イ) ふじさん工業用水道	106か所	△	3か所	103か所
(ウ) 静清工業用水道	73か所		0か所	73か所

(エ) 中遠工業用水道	55か所		0か所	55か所
(オ) 西遠工業用水道	80か所	△	2か所	78か所
(カ) 湖西工業用水道	22か所		0か所	22か所
4 建設改良事業	3,564,668千円	△	422,768千円	3,141,900千円
(ア) 柿田川工業用水道	230,553千円	△	20,000千円	210,553千円
(イ) ふじさん工業用水道	1,700,740千円	△	338,768千円	1,361,972千円
(ウ) 静清工業用水道	507,978千円		0千円	507,978千円
(エ) 中遠工業用水道	125,183千円		0千円	125,183千円
(オ) 西遠工業用水道	654,577千円	△	64,000千円	590,577千円
(カ) 湖西工業用水道	345,637千円		0千円	345,637千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
	収 入		
第1款 工業用水道事業収益	5,254,318千円	533,527千円	5,787,845千円
第1項 営業収益	4,712,497千円	△ 5,064千円	4,707,433千円
第2項 営業外収益	195,998千円	8,845千円	204,843千円
第3項 特別利益	345,823千円	529,746千円	875,569千円
	支 出		
第1款 工業用水道事業費用	4,731,241千円	478,168千円	5,209,409千円
第1項 営業費用	4,623,567千円	485,226千円	5,108,793千円
第2項 営業外費用	104,674千円	△ 10,518千円	94,156千円
第3項 特別損失	0千円	3,460千円	3,460千円
第4項 予備費	3,000千円	0千円	3,000千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文かっこ書を次のとおり改める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,465,581千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額269,213千円、減債積立金11,397千円、建設改良積立金210,553千円及び過年度分損益勘定留保資金974,418千円で補填するものとする。)

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	4,958,682千円	△ 139,478千円	4,819,204千円
第1項 企業債	2,021,000千円	△ 155,000千円	1,866,000千円
第2項 国庫補助金	83,800千円	35,400千円	119,200千円
第3項 補償金	475,000千円	15,000千円	490,000千円
第4項 負担金	197,000千円	△ 35,000千円	162,000千円
第5項 投資有価証券償還金	2,178,994千円	0千円	2,178,994千円
第6項 固定資産売却代金	2,888千円	122千円	3,010千円
	支 出		
第1款 資本的支出	6,746,122千円	△ 461,337千円	6,284,785千円
第1項 建設改良費	3,564,668千円	△ 422,768千円	3,141,900千円
第2項 固定資産取得費	2,340千円	0千円	2,340千円
第3項 投資	2,200,000千円	0千円	2,200,000千円
第4項 企業債償還金	979,114千円	△ 38,569千円	940,545千円

(債務負担行為の補正)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
10 ふじさん工業用水道事業設計業務委託契約(岳南導水管ポンプ場設置工事に伴う調査業務委託)	令和4年度から 令和5年度まで	50,000千円 (委託予定額 50,000千円) (令和4年度計上予算額 0千円)

(企業債の補正)

第6条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

(補 正 前)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
柿田川工業用水道建設費	千円 225,000	普通貸借	10.0%	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
ふじさん工業用水道建設費	617,000	又 は	以 内	
静岡工業用水道建設費	385,000	証券発行		
中遠工業用水道建設費	123,000			
西遠工業用水道建設費	521,000			
湖西工業用水道建設費	150,000			
計	2,021,000			

(補 正 後)				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
柿田川工業用水道建設費	千円 204,000	普通貸借	10.0%	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
ふじさん工業用水道建設費	556,000	又 は	以 内	
静清工業用水道建設費	385,000	証券発行		
中遠工業用水道建設費	120,000			
西遠工業用水道建設費	456,000			
湖西工業用水道建設費	145,000			
計	1,866,000			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第7条 予算第9条に定めた経費については、その金額を次のとおり改める。

	(補 正 前)	(補 正 後)
(1) 職 員 給 与 費	587,192千円	580,541千円

令和4年度静岡県水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度静岡県水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和4年度静岡県水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補正前)		(補正)	(計)
1 総配水量	75,664,500m ³		52,914m ³	75,717,414m ³
(ア) 駿豆水道	10,147,000m ³	△	625,205m ³	9,521,795m ³
(イ) 榛南水道	5,365,500m ³	△	147,395m ³	5,218,105m ³
(ウ) 遠州水道	60,152,000m ³		825,514m ³	60,977,514m ³
2 1日平均配水量	207,300m ³		145m ³	207,445m ³
(ア) 駿豆水道	27,800m ³	△	1,712m ³	26,088m ³
(イ) 榛南水道	14,700m ³	△	404m ³	14,296m ³
(ウ) 遠州水道	164,800m ³		2,261m ³	167,061m ³
3 給水対象数	10市町		0市町	10市町
(ア) 駿豆水道	3市町		0市町	3市町
(イ) 榛南水道	2市		0市町	2市
(ウ) 遠州水道	5市町		0市町	5市町
4 建設改良事業	2,705,000千円	△	401,500千円	2,303,500千円
(ア) 駿豆水道	716,976千円	△	127,500千円	589,476千円
(イ) 榛南水道	263,461千円	△	4,000千円	259,461千円
(ウ) 遠州水道	1,724,563千円	△	270,000千円	1,454,563千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
	収 入		
第1款 水道事業収益	7,079,008千円	△ 16,075千円	7,062,933千円
第1項 営業収益	6,548,250千円	△ 18,079千円	6,530,171千円
第2項 営業外収益	530,758千円	2,004千円	532,762千円
	支 出		
第1款 水道事業費用	6,519,635千円	358,192千円	6,877,827千円
第1項 営業費用	6,112,709千円	277,338千円	6,390,047千円
第2項 営業外費用	403,926千円	80,854千円	484,780千円
第3項 予備費	3,000千円	0千円	3,000千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文かっこ書を次のとおり改める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,829,029千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額191,281千円、減債積立金776,877千円、建設改良積立金706,476千円及び過年度分損益勘定留保資金1,154,395千円で補填するものとする。)

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	4,965,992千円	△ 51,669千円	4,914,323千円
第1項 企業債	298,000千円	△ 16,000千円	282,000千円
第2項 補助金	116,000千円	1,000千円	117,000千円
第3項 負担金	130,988千円	△ 39,397千円	91,591千円
第4項 投資有価証券償還金	4,421,004千円	0千円	4,421,004千円
第5項 補償金	0千円	2,728千円	2,728千円
	支 出		
第1款 資本的支出	8,164,496千円	△ 421,144千円	7,743,352千円
第1項 建設改良費	2,705,000千円	△ 401,500千円	2,303,500千円

第2項 固定資産取得費	12,186千円	△	3,000千円	9,186千円
第3項 投資	4,400,000千円		0千円	4,400,000千円
第4項 企業債償還金	1,026,310千円	△	13,800千円	1,012,510千円
第5項 補助金返還金	21,000千円	△	2,844千円	18,156千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

(補 正 前)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
榛南水道建設費 遠州水道建設費	千円 127,000 171,000	普通貸借 又は 証券発行	10.0% 以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	298,000			

(補 正 後)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
榛 南 水 道 建 設 費 遠 州 水 道 建 設 費	千円 111,000 171,000	普通貸借 又 は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	282,000			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条に定めた経費については、その金額を次のとおり改める。

	(補 正 前)	(補 正 後)
(1) 職 員 給 与 費	654,866千円	653,532千円

令和4年度静岡県地域振興整備事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和4年度静岡県地域振興整備事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和4年度静岡県地域振興整備事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補 正 前)		(補 正)	(計)
1 開 発 整 備 開発面積	75,005㎡		0㎡	75,005㎡
2 開発土地供給 供給面積	75,005㎡	△	17,810㎡	57,195㎡

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)		(補 正 額)	(計)
	収 入			
第1款 開発整備事業収益	1,810,000千円	△	225,386千円	1,584,614千円
第1項 営 業 収 益	1,743,033千円	△	200,917千円	1,542,116千円
第2項 営 業 外 収 益	10,967千円	△	9,469千円	1,498千円
第3項 特 別 利 益	56,000千円	△	15,000千円	41,000千円
	支 出			
第1款 開発整備事業費用	1,824,447千円	△	193,006千円	1,631,441千円
第1項 営 業 費 用	1,779,513千円	△	186,072千円	1,593,441千円
第2項 営 業 外 費 用	41,934千円	△	6,934千円	35,000千円
第3項 予 備 費	3,000千円		0千円	3,000千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
	収	入	
第1款 資 本 的 収 入	743,000千円	703,000千円	1,446,000千円
第1項 負 担 金	50,000千円	△ 50,000千円	0千円
第2項 富士大淵地区事業収入	83,000千円	△ 83,000千円	0千円
第3項 牧之原萩間地区事業収入	70,000千円	1,314,000千円	1,384,000千円
第4項 新規用地事業収入	540,000千円	△ 540,000千円	0千円
第5項 長泉東野地区事業収入	0千円	62,000千円	62,000千円
	支	出	
第1款 資 本 的 支 出	1,023,412千円	△ 657,070千円	366,342千円
第1項 建 設 改 良 費	1,023,227千円	△ 662,454千円	360,773千円
第2項 固 定 資 産 取 得 費	185千円	0千円	185千円
第3項 富士大淵地区事業収入返還金	0千円	5,384千円	5,384千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第7条に定めた経費については、その金額を次のとおり改める。

	(補 正 前)	(補 正 後)
(1) 職 員 給 与 費	158,796千円	148,534千円

令和4年度静岡県立静岡がんセンター事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和4年度静岡県立静岡がんセンター事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和4年度静岡県立静岡がんセンター事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補 正 前)	(補 正)	(計)
1 事 業 計 画			
(1) 病 床 数	615床	0床	615床
一 般 病 床	615床	0床	615床
(2) 患 者 数			
年 間 延 患 者 数	545,494人	4,444人	549,938人
外 来 患 者	341,222人	8,194人	349,416人
入 院 患 者	204,272人	△ 3,750人	200,522人
1 日 平 均 患 者 数	1,964人	23人	1,987人
外 来 患 者	1,404人	34人	1,438人
入 院 患 者	560人	△ 11人	549人
2 建 設 計 画			
(1) 建 設 改 良 工 事	514,075千円	△ 335,794千円	178,281千円
(2) 器 械 器 具 及 び 備 品 購 入	838,272千円	△ 133,742千円	704,530千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	42,274,179千円	△ 528,159千円	41,746,020千円

第1項 医業収益	34,762,562千円	△ 996,999千円	33,765,563千円
第2項 医業外収益	7,506,617千円	469,340千円	7,975,957千円
第3項 特別利益	5,000千円	△ 500千円	4,500千円
第2款 研究所事業収益	767,565千円	46,662千円	814,227千円
第1項 研究所収益	767,565千円	46,662千円	814,227千円
支 出			
第1款 病院事業費用	42,343,566千円	510,685千円	42,854,251千円
第1項 医業費用	40,788,686千円	270,639千円	41,059,325千円
第2項 医業外費用	1,549,880千円	214,154千円	1,764,034千円
第3項 特別損失	5,000千円	25,892千円	30,892千円
第2款 研究所事業費用	887,446千円	88,875千円	976,321千円
第1項 研究所費用	887,446千円	41,050千円	928,496千円
第2項 特別損失	0千円	47,825千円	47,825千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文かっこ書をおり改める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,051,973千円は、過年度分損益勘定留保資金3,051,973千円で補填するものとする。)

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
収 入			
第1款 病院資本的収入	1,260,000千円	△ 402,625千円	857,375千円
第1項 企業債	1,120,000千円	△ 491,000千円	629,000千円
第2項 基金繰入金	1,000千円	7,500千円	8,500千円
第3項 受託金	139,000千円	0千円	139,000千円
第4項 投資有価証券償還金	0千円	43,975千円	43,975千円
第5項 補助金	0千円	12,100千円	12,100千円
第6項 寄附金	0千円	20,000千円	20,000千円

第7項 貸付金返還金	0千円		4,500千円	4,500千円
第8項 敷金・保証金返還金	0千円		300千円	300千円
第2款 研究所資本的収入	310,260千円		1,000千円	311,260千円
第1項 企業債	55,000千円		0千円	55,000千円
第2項 他会計負担金	1,000千円		1,000千円	2,000千円
第3項 受託金	33,000千円		0千円	33,000千円
第4項 出資金	221,260千円		0千円	221,260千円
		支 出		
第1款 病院資本的支出	4,386,283千円	△	476,936千円	3,909,347千円
第1項 建設改良費	1,263,347千円	△	470,536千円	792,811千円
第2項 企業債償還金	3,088,981千円		0千円	3,088,981千円
第3項 長期貸付金	31,200千円	△	26,400千円	4,800千円
第4項 敷金・保証金	2,755千円		0千円	2,755千円
第5項 積立金	0千円		20,000千円	20,000千円
第2款 研究所資本的支出	310,261千円		1,000千円	311,261千円
第1項 建設改良費	89,000千円		1,000千円	90,000千円
第2項 企業債償還金	221,261千円		0千円	221,261千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

(補 正 前)				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
静岡がんセンター医療機器整備費	千円 610,000	普通貸借	10.0%	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
静岡がんセンター整備費	510,000	又 は	以 内	
静岡がんセンター研究所整備費	55,000	証券発行		
計	1,175,000			
(補 正 後)				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
静岡がんセンター医療機器整備費	千円 513,000	普通貸借	10.0%	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
静岡がんセンター整備費	116,000	又 は	以 内	
静岡がんセンター研究所整備費	55,000	証券発行		
計	684,000			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条に定めた経費については、その金額を次のとおり改める。

	(補正前)	(補正後)
(1) 職員給与費	14,740,747千円	15,012,190千円

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条に定めた収益的支出のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額552,502千円を812,438千円と改める。

(棚卸資産購入限度額の補正)

第8条 予算第11条に定めた棚卸資産購入限度額19,036,137千円を19,124,724千円と改める。

令和4年度静岡県流域下水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和4年度静岡県流域下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和4年度静岡県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補 正 前)	(補 正)	(計)
1 年間総処理水量	30,745,000m ³	0m ³	30,745,000m ³
(ア) 狩野川東部流域下水道	11,304,000m ³	0m ³	11,304,000m ³
(イ) 狩野川西部流域下水道	19,441,000m ³	0m ³	19,441,000m ³
2 1日平均処理水量	84,233m ³	0m ³	84,233m ³
(ア) 狩野川東部流域下水道	30,970m ³	0m ³	30,970m ³
(イ) 狩野川西部流域下水道	53,263m ³	0m ³	53,263m ³
3 流域関連市町数	8市町	0市町	8市町
(ア) 狩野川東部流域下水道	3市町	0市町	3市町
(イ) 狩野川西部流域下水道	5市町	0市町	5市町
4 建設改良事業	2,213,600千円	△ 1,280,600千円	933,000千円
(ア) 狩野川東部流域下水道	959,400千円	△ 644,900千円	314,500千円
(イ) 狩野川西部流域下水道	1,254,200千円	△ 635,700千円	618,500千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
	収	入	
第1款 流域下水道事業収益	5,169,026千円	△ 53,382千円	5,115,644千円
第1項 営業収益	2,921,959千円	18,243千円	2,940,202千円

第2項 営業外収益	2,247,067千円	△	71,625千円	2,175,442千円
	支 出			
第1款 流域下水道事業費用	4,665,162千円		159,373千円	4,824,535千円
第1項 営業費用	4,470,066千円		92,012千円	4,562,078千円
第2項 営業外費用	192,096千円		67,361千円	259,457千円
第3項 予備費	3,000千円		0千円	3,000千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文かっこ書を次のとおり改める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額649,588千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額40,000千円、減債積立金259,850千円、建設改良積立金55,334千円及び当年度分損益勘定留保資金294,404千円で補填するものとする。)

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	2,149,100千円	△ 1,281,375千円	867,725千円
第1項 企業債	448,000千円	△ 268,000千円	180,000千円
第2項 国庫補助金	1,241,500千円	△ 769,280千円	472,220千円
第3項 負担金	459,600千円	△ 244,095千円	215,505千円
	支 出		
第1款 資本的支出	2,799,017千円	△ 1,281,704千円	1,517,313千円
第1項 建設改良費	2,213,600千円	△ 1,280,600千円	933,000千円
第2項 固定資産取得費	7,632千円	△ 1,104千円	6,528千円
第3項 企業債償還金	577,785千円	0千円	577,785千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

(補 正 前)				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
狩野川東部流域下水道建設費	千円 170,000	普通貸借	10.0%	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
狩野川西部流域下水道建設費	278,000	又 は 証券発行	以 内	
計	448,000			
(補 正 後)				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
狩野川東部流域下水道建設費	千円 55,000	普通貸借	10.0%	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
狩野川西部流域下水道建設費	125,000	又 は 証券発行	以 内	
計	180,000			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条に定めた経費については、その金額を次のとおり改める。

	(補正前)	(補正後)
(1) 職員給与費	171,960千円	163,858千円